

「災害等復旧費用の相互扶助運用要領」 に関する意見募集補足説明資料

2021年3月
電力広域的運営推進機関

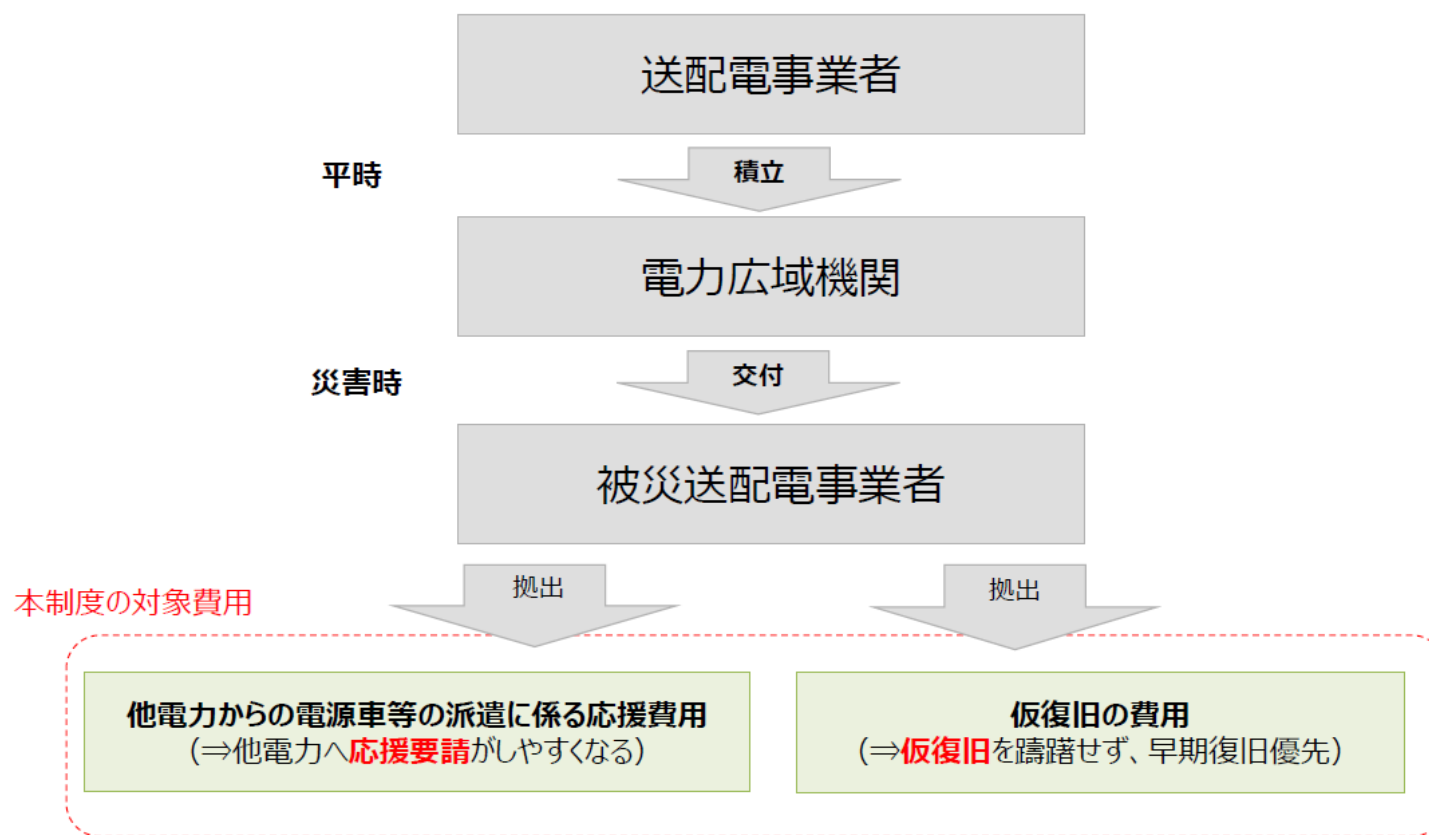
本資料は、意見募集についての説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。
ご意見を送られる際のご参考にしてください。

1. 相互扶助制度の概要
2. 今回の意見募集対象文書と相互扶助関連文書との関係
3. 運用要領公表までのスケジュール
4. 運用要領の構成・概要について

1. 相互扶助制度の概要

災害復旧費用の相互扶助

- 昨今の災害の激甚化を踏まえ、停電復旧に係る応援の規模・期間が大規模・長期化することに伴うコスト増加に対応するため、災害を全国大の課題として捉えた費用負担の制度（災害復旧費用の相互扶助）を創設。



2. 今回の意見募集対象文書と相互扶助関連文書との関係

■ 広域機関で公表している文書のうち、以下の規程類に本業務を追記するとともに、災害等復旧費用の相互扶助運用要領を定め、公表します。今回は、相互扶助制度に関する業務を円滑に実施するために詳細内容を定めた運用要領について、意見募集を行うものです。

		文書の種類	主な記載内容
相互扶助 制度関連 文書	規程類	定款	○定款では本機関の目的を達成するため必要な業務が記載されており、今回、災害等復旧費用の相互扶助制度に関する業務を追記。
		業務規程	○業務規程では本機関の業務及びその執行に関する事項が記載されており、今回、災害等復旧費用の相互扶助制度に関する業務及びその執行に関する事項を追記。
		送配電等業務指針	○送配電等業務指針では一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項が記載されており、今回、災害等交付金の交付申請ができる旨を追記。
			今回の意見募集対象
		災害等復旧費用の相互扶助 運用要領	<ul style="list-style-type: none"> ○災害等復旧費用の相互扶助制度に関する業務を円滑に実施するため、 ・災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準 ・交付対象費用の具体的な項目及び災害等復旧費用の相互扶助の運用に関する手続 ・提出資料その他の業務を円滑に行うために必要となる事項 <p>等、運用に関する詳細事項を記載。</p>

3. 運用要領公表までのスケジュール

- 運用要領は、本機関の諮問機関である運営委員会での議論を経て、この度、意見募集を実施するものです。
- 意見募集を経て、4月1日に公表する予定です。
(運用要領の効力は、規程類の経産大臣認可をもって有するものです。)

		2020年度				2021年度
		12月	1月	2月	3月	4月以降
規程類	第一回運営委員会	▼ 12/10開催済				
	規程類パブコメ	【実施済】 12/23~1/19				
	総会				▼ 3/2 開催済	
	規程類大臣認可				▼ 3/2認可申請済	▼ 4月以降の予定
運用要領	第二回運営委員会			▼ 2/8 開催済		
	運用要領パブコメ				【今回実施】 3/8~3/26	
	運用要領公表					▼ 4/1 公表

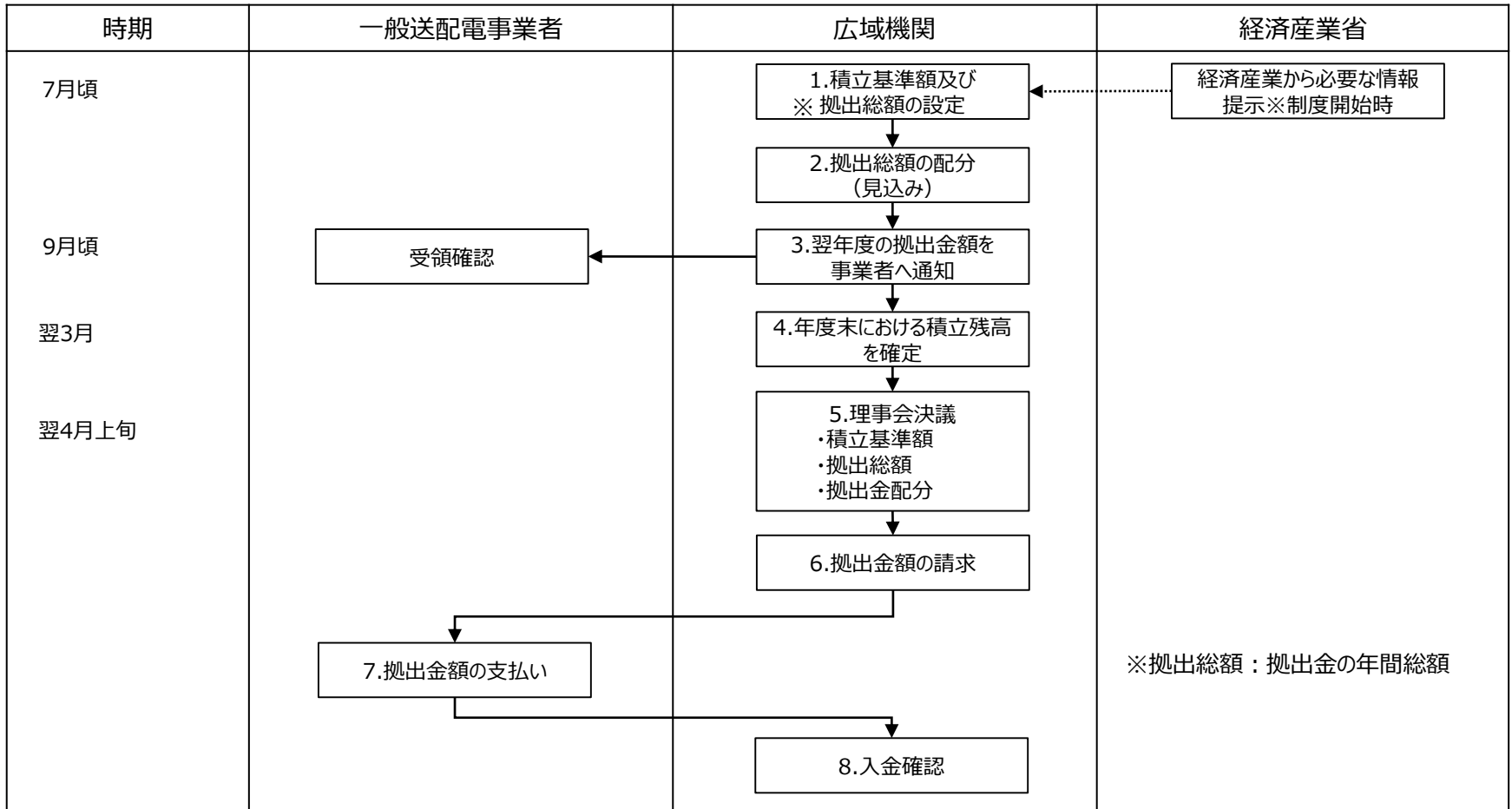
4. 運用要領の構成・概要について

- 本運用要領の全体構成と概要は、以下の通りとなります。

章		内容
1	はじめに	<ul style="list-style-type: none">○本運用要領の趣旨○本運用要領にて使用する用語の定義
2	拠出金・積立基準額に関する手続きについて	<ul style="list-style-type: none">○拠出金・積立基準額の設定について○拠出金・積立基準額の支払いに関する手続きについて○拠出金・積立基準額の業務フロー ⇒ スライド8を参照
3	申請・交付に関する手続きについて	<ul style="list-style-type: none">○交付対象となる災害基準について○申請の方法について○申請の対象となる費用と証憑について○交付額の決定について○交付金の支払いと報告について○交付の業務フロー ⇒ スライド9を参照
4	相互扶助に関する規程類および運用要領の公表について	<ul style="list-style-type: none">○本運用要領の公表について
5	事後検証について	<ul style="list-style-type: none">○事後検証について○精算について○不適切な申請が認められた場合について

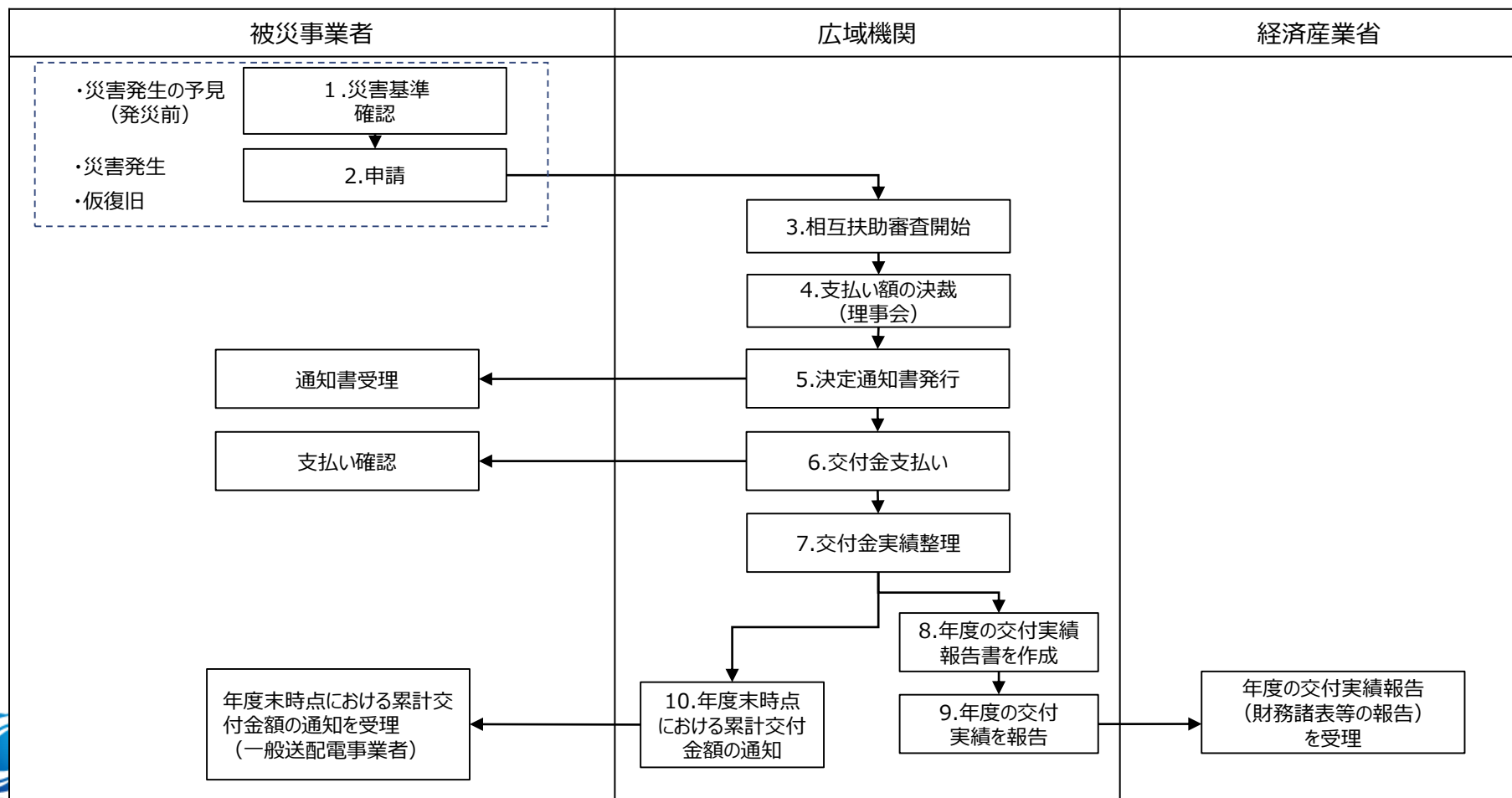
4. 運用要領の構成・概要について ～ 業務フロー（拠出金・積立基準額）

- 前年度9月頃（拠出事業者（一般送配電事業者）が予算計上を行う時期）に配分見込み額を通知します。
- その後、年度末における積立残高が確定した後に、本機関 理事会での決議を経て、拠出事業者に拠出金額の請求を行います。



4. 運用要領の構成・概要について ～ 業務フロー（交付申請）

- 被災事業者が、災害基準を確認の上、別途定める期日までに本機関に交付金の交付申請を行っていただきます。
- 本機関は、交付金の交付申請を受けて審査を行い、理事会で交付額を決議した後、決定通知書を発行の上、交付金を支払います。
- また、毎年度末時点で、当該年度の累計交付実績を一般送配電事業者に通知します。



4. 運用要領の構成・概要について ～ 本文と別紙の関連性

■ 被災送配電事業者の申請手続きを円滑に行うべく、申請書や明細書に係るひな形および対象費用の詳細について、別紙にて整理しています。

運用要領 本文

- 1 はじめに
 - (1) 本運用要領について
 - (2) 本運用要領に用いる用語の定義について
- 2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて
 - (1) 拠出金・積立基準額の設定について
 - (2) 拠出金の支払いに関する手続きについて
- 3 申請・交付に関する手続きについて
 - (1) 交付対象となる災害基準について
 - (2) 申請について
 - (3) 申請対象費用及び証憑について
 - (4) 交付額の決定について
 - (5) 交付金の支払いについて
 - (6) 交付に関する報告について
- 4 相互扶助に関する規程類および運用要領の公表について
- 5 事後検証について
 - (1) 事後検証について
 - (2) 精算について
 - (3) 不適切な申請が認められた場合について

【別紙1-1】相互扶助の申請書
(初回)

【別紙1-2】相互扶助の申請書
(追加)

【別紙2-1】明細書のひな形

【別紙2-2】労務管理のひな形(任意)

【別紙3】対象費用と証憑類の
一覧表

【参考】定款・業務規程・送配等業務指針

<定款>

(業務内容)

第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。

一～八 (略)

九 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用（以下「災害等復旧費用」という。）の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）を交付すること。

十 (略)

(用語)

第7条 この定款において使用する用語は、この定款において定めるものを除き、法において使用する用語の例による。

2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

一～十三

十四 「災害等復旧費用の相互扶助」とは、法第28条の40第2項の規定により、災害等扶助交付金を交付するための仕組みをいう。

(理事会の構成・役割)

第36条 (略)

2～4 (略)

5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

一～九 (略)

十 災害等復旧費用の相互扶助に関する事項

十一～十八 (略)

(災害等扶助拠出金)

第56条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、毎年度、災害等復旧費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。

2 災害等扶助拠出金の額、納入期限その他の災害等扶助拠出金の納入に関する事項は、理事会の議決により定める。

3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。

(滞納者への対応)

第57条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

〈業務規程〉

第3節 災害等復旧費用の相互扶助

（災害等復旧費用の交付業務）

第176条の7 本機関は、法第28条の40第2項の規定により、災害等扶助交付金を交付する業務を行う。

（毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額と積立基準額の設定）

第176条の8 本機関は、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生する大規模な災害に対応するための積立分を考慮して毎事業年度、災害等扶助拠出金の総額を定める。

2 災害等扶助拠出金の過度な積立てを回避するため、災害等扶助拠出金の積立額に基準（以下「積立基準額」という。）を定める。

3 前2項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、原則として5年ごとに見直す。ただし、大幅な積立不足が生じる場合など、見直しを行う必要が生じた場合には、この限りでない。

（災害等扶助拠出金の積立）

第176条の9 本機関は、災害等扶助交付金の交付に充てるため、毎年度、災害等扶助拠出金を積み立てる。

2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。

（災害等扶助交付金の交付対象者）

第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員とする。

（災害等扶助交付金の交付対象災害等）

第176条の11 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準について、第176条の15に規定する運用要領に定める。

（災害等扶助交付金の交付対象費用）

第176条の12 災害等扶助交付金は、停電を早期に解消するための仮復旧等に係る費用を交付対象費用とする。

2 本機関は、前項の災害等扶助交付金の交付対象費用の具体的な項目について、第176条の15に規定する運用要領に定める。

<業務規程>

(災害等扶助交付金の金額の決定)

第176条の13 本機関は、交付対象者より災害等扶助交付金の申請があった場合には、第176条の15に規定する運用要領で定める基準により申請内容を精査する。

2 本機関は、前項の精査を踏まえ、交付対象費用と認められる金額から、交付対象者による1割の自己負担分を控除して災害等扶助交付金の金額を決定し、当該申請をした交付対象者に通知する。

(災害等扶助交付金の交付)

第176条の14 本機関は、前条第2項の規定により通知した金額を当該申請をした交付対象者に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、本機関は、ある事業年度に交付する災害等扶助交付金の金額が災害等扶助拠出金の積立残高を超える場合においては、当該超える金額は、翌事業年度以降に納付される災害等扶助拠出金をもって、翌事業年度以降に交付対象者に交付する。

(災害等復旧費用の相互扶助に関する運用要領の策定)

第176条の15 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準、交付対象費用の具体的な項目及び災害等復旧費用の相互扶助の運用に関する手続、提出資料その他の業務を円滑に行うために必要となる事項を定めた運用要領を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

附則 (令和3年 月 日)

(災害等扶助拠出金の算定)

第4条 第176条の8第1項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、令和7年度までの間、国から通知を受けた額を踏まえ算定する。

<送配電等業務指針>

第3節 災害等復旧費用の相互扶助制度

(災害等扶助交付金の交付申請)

第267条の6 一般送配電事業者及び送電事業者たる会員は、本機関に対し、災害等扶助交付金の交付を申請することができる。